

**デジタル時代の著作権協議会（CCD）**  
**平成 25 年度第 2 回権利問題研究会・著作権ビジネス研究会 合同研究会**

**議事要旨**

日時：平成 26 年 2 月 12 日（水）10：00～12:20

場所：RYUKA 知財ホール セミナールーム

議題 1：【講演】

「デジタルコンテンツの利用・流通に関する日本における現状とグローバル動向」

講演者：グーグル（株）執行役員 YouTube パートナーシップ日本代表 水野 有平氏

議題 2：【講演】

「Spotify の現状および権利クリアランスについて」

講演者：スポティファイジャパン(株) Legal Counsel 孫 龍活氏

議題 3：その他

議長：権利問題研究会主査・久保田裕 著作権ビジネス研究会主査・椎名和夫

久保田権利問題研究会主査と椎名著作権ビジネス研究会主査が共同で議長をつとめた。

議題 1.（講演）「デジタルコンテンツの利用・流通に関する日本における現状とグローバル動向」グーグル（株）執行役員 YouTube パートナーシップ日本代表 水野有平氏より

YouTube を含め Google は、技術プラットフォームを提供することを役割としており、YouTube の動画配信サービスの特徴的な技術である音声・映像認識技術について、権利者によるコンテンツ管理を可能とし、国内で官公庁、テレビ局、音楽レーベル、アーティストなどと多くのパートナーシップを築いていること、他にも特徴的な技術として字幕機能、マルチスクリーン機能について説明された。

続いて、デジタルコンテンツビジネスの大きな潮流の一つとして、マルチスクリーンについて、スマートフォンやタブレットの普及により、今後はインターネットへの接続はモバイル端末へ移行が進み、それらモバイル端末は、老若男女問わずインターネットへ容易に接続できるため、潜在的なユーザーが膨大に存在している点が説明された。また、映像コンテンツでは、映画からテレビ放送という技術の変遷があったが、そこにインターネットの動画配信技術が加わり、視聴者はインターネットへも流れていること、現在のグローバルなプラットフォームは海外の企業がほとんどを占め、日本にとって大きな問題であり、技術が、ビジネスや法律など社会にいかにか大きな影響を与えているか、日本のコンテンツ事業者の意思決定が非常に重要になるであろうとの考察が述べられた。

講演後の質疑応答では、Google は日本で何を指すかという質問に対し、Google であるかどうかに関わらず、オンラインで動画配信をマルチデバイスで視聴するためのシステムは絶対に必要であるとの回答がなされた。また、別の委員から、脚本などについても今後はオンライン作家の時代となるので、団体として育成に取り組みたいとの意見が述べられた。

## 議題 2. (講演)「Spotify の現状および権利クリアランスについて」スポティファイジャパン(株) Legal Counsel 孫龍活氏より

はじめに音楽について、所有モデルとアクセスモデルが並行して存在するが、技術の進化により、これまで主流だった所有モデルからアクセスモデルへ移行していることがあげられた。

Spotify はいわゆるアクセスモデルのサービスであり、現在世界 55 カ国でサービスで展開され、アクティブユーザー2400 万人のうち有料ユーザーが 600 万人であること (2013 年 6 月現在)、また、サービス開始当初は PC ユーザーがほとんどであったが、現在はスマートフォンなどモバイル端末からのアクセスが増加しており、Spotify はあらゆるデバイスからアクセスが可能であること、Spotify の特徴として、SNS との融和性が高く、SNS を通じた口コミによる拡がりや個別の楽曲のプロモーションに繋がった事例について説明された。

続いて、権利クリアランスについて、どの国においても現行の秩序に従って行われており、日本では、著作権について著作権等管理事業者と、著作隣接権についてレコード会社とのやりとりとなることが説明された。

講演後の質疑応答では、委員より、Spotify がラジオの延長線上にあるサービスとするならば、国内ではラジオは放送として包括契約で権利処理されるどころ、インターネットでは個別に許諾が必要となる点が障壁になっているかとの質問に対し、Spotify としては各国でその国の現行の秩序に従いクリアランスを行っているので、日本でも同様であるとの回答であった。また、midi や歌詞についてどのように考えるかとの質問に対しては、現在、配信する楽曲は各事業者が録音物としてアップロードしているので midi および歌詞については実装されていないが、特に日本では、カラオケ用に歌詞を覚えたいという要望も多いので、第三者とのパートナーシップなども念頭にいずれ実装したいと考えているとの回答であった。

## 議題 3 : その他

特段の検討事項はなし。 以上